東京都農林漁業振興対策審議会

東京都農林漁業振興対策審議会条例(昭和31年東京都条例第97号) 第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成23年5月30日

東京都知事 石原慎太郎

記

1 諮問事項

「都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開」について

2 諮問理由

東京の農業は、都民に新鮮で、安全安心な農産物を提供するとともに、 生産基盤である農地は、都市に潤いをもたらし、環境保全や防災などの 様々な役割を担っている。

しかしながら、農業者の高齢化や農地の減少、農産物価格の低迷など、 依然として様々な課題が残っている。

一方、東京に農業・農地を残すべきと考える都民は85%にも達しており、食の安全に対する関心の高まりとともに、地産地消や農業体験へのニーズなど、都民の東京農業に対する期待はますます高いものになっている。これまで東京の都市農地は減少を続けてきたが、ようやく国においても、我が国の農業の担い手の高齢化や農地の遊休化の進行に対処するため農地法を改正し、その考え方を「所有」から「利用」へと転換したほか、都市農業・農地についても、農業及び都市政策の両面から再評価する動きが見られる。

こうした状況を踏まえ、東京農業が、将来にわたり都民生活をより豊かで潤いのあるものにする役割を果たせるよう、都民生活に密着した産業としてのポジションを一層強固にし、創造的で未来志向の新たな農業振興施策を打ち出すとともに、国に対して都市農業施策や都市農地制度の転換を強く促していく必要がある。

そこで、今後、東京都が展開すべき施策の方向について、東京都農林・ 漁業振興対策審議会の答申を得るため、上記事項について諮問するもので ある。